

■第3部会 ③

ラムサール条約から見た山門湿原の価値

琵琶湖ラムサール研究会 代表 村上 悟

山門湿原が、「日本の重要湿地500」に選ばれたという。
はて、それはどういうことか。いったい、何をすればよいのか。
今回は、これらの問いに答えながら
水と森とを生かした西浅井発の新しいまちづくりに向けた
取り組みを提案する。

1. 「日本の重要湿地500」は国内版「重要湿地目録」

「日本の重要湿地500」が発行された背景には、ラムサール条約という国際的な湿地保全条約の存在がある。この条約は1971年に他の国際環境条約にさきがけて締結された、国際的に重要な湿地^{※1}を守ることを目的とする条約である。

当初の条約のねらいを簡単に述べると、渡り鳥にとって重要な湿地を「国際的に重要な湿地」の目録（リスト）に登録し、その目録に挙げられた湿地を守っていくことを通じて渡り鳥の渡りルートをもみんなで守ろうとするものである。現在は、「国際的に重要な湿地」の基準が多様化し、水鳥が少なくても独特の生態系を形作っていたり貴重な生物がいたりする湿地もまた登録されるようになったが、基本的な戦略は変わっていない。地球の「財産目録」をつくり、3年ごとの締約国会議において目録に上げられた湿地の動向をチェックしながら国際協力を進めていく仕組みが、ラムサール条約の骨格である。

2002年に発行された「日本の重要湿地500」は、条約と同じような考え方に基づいて環境省が発行した日本における「重要湿地目録」である。だから山門湿原がこの目録に挙げられたことは、環境省の財産目録に含まれたということになる^{※2}。

「参考」 「日本の重要湿地500」 http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/ （環境省インターネット自然研究所内）
--

※1 ラムサール条約において「湿地（wetland）」は、林地の小川から干潟まで、水のある場所ほとんど全ての環境を含む。身近にある農業用ため池も、水田も、すべて、「湿地」。条約では便宜上42種に分類する。

※2 なお、日本の重要湿地500には、国際的に重要な湿地に登録されている国内の湿地を増やす（現在は13湿地）ための、候補地リストとしての役目もある

2. 湿地保全の第一歩は「湿地管理計画」づくりから。

住民自らが湿原の価値を語ろう。

ラムサール条約の登録湿地に登録されても、何か特別な保護措置や予算措置がとられるわけではない。条約が求めているのは、3年ごとに行われる締約国会議において、各登録湿地の状況を報告することと、会議でのとり決めに沿って、各湿地の保全を促進することだけである。

だから、登録されていなくても、その保全のために必要なことは、全く同じである。締約国会議では、相互の取り決めや技術的な手引きなどを「決議」や「勧告」として採択しているが、この内容は、登録湿地に限らず、すべての湿地に使えるものである。だから、これらの文書に出てくる「登録湿地」を「私たちの湿地」と置き換え、「締約国」を「県」や「国」と置き換えて読むことで、各地の湿地保全の関係者は条約が培ってきたノウハウを活用することができる。

たとえばラムサール条約では締約国に対し、登録湿地それぞれについて「管理計画」を作ることを求めているが、この考え方は山門湿原の保全においても同じように生かすことができる。

管理計画の作り方の手引き書が、1993年に釧路で開催された第5回締約国会議で採択されている。この決議によれば、「管理計画」は、(1) 湿地の詳細な記述 (2) 評価と目標 (3) 行動計画/処方から構成されるもので、かつ、絶えず改訂をおこなっていく文書である。

まずはこの手引き書を参考に、今回のシンポジウム同様、水源の森を次世代に引き継ぐ会と西浅井役場が協力しながらごく簡単な管理計画づくりを行ってはどうだろうか。

現段階では環境省が「山門湿原は大事なことやでー」と言っているだけであって、住民にとっては降って沸いた話でしかない。それが管理計画を作ることを通じて、「山門湿原はええとこやでー」と、自分の言葉で語れようになるだろう。また、人と人との信頼関係も作られるだろう。そこに、管理計画づくりの価値があると私は思う。

[参考]

決議 V.7 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画

http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop5/key_res_5.7_j.htm (琵琶湖水鳥湿地センターのHP内)

「宮島沼保全活用計画」

http://www.city.bibai.hokkaido.jp/miyajimanuma/10_hozen/10_hozen.htm (北海道美唄市のHP内)

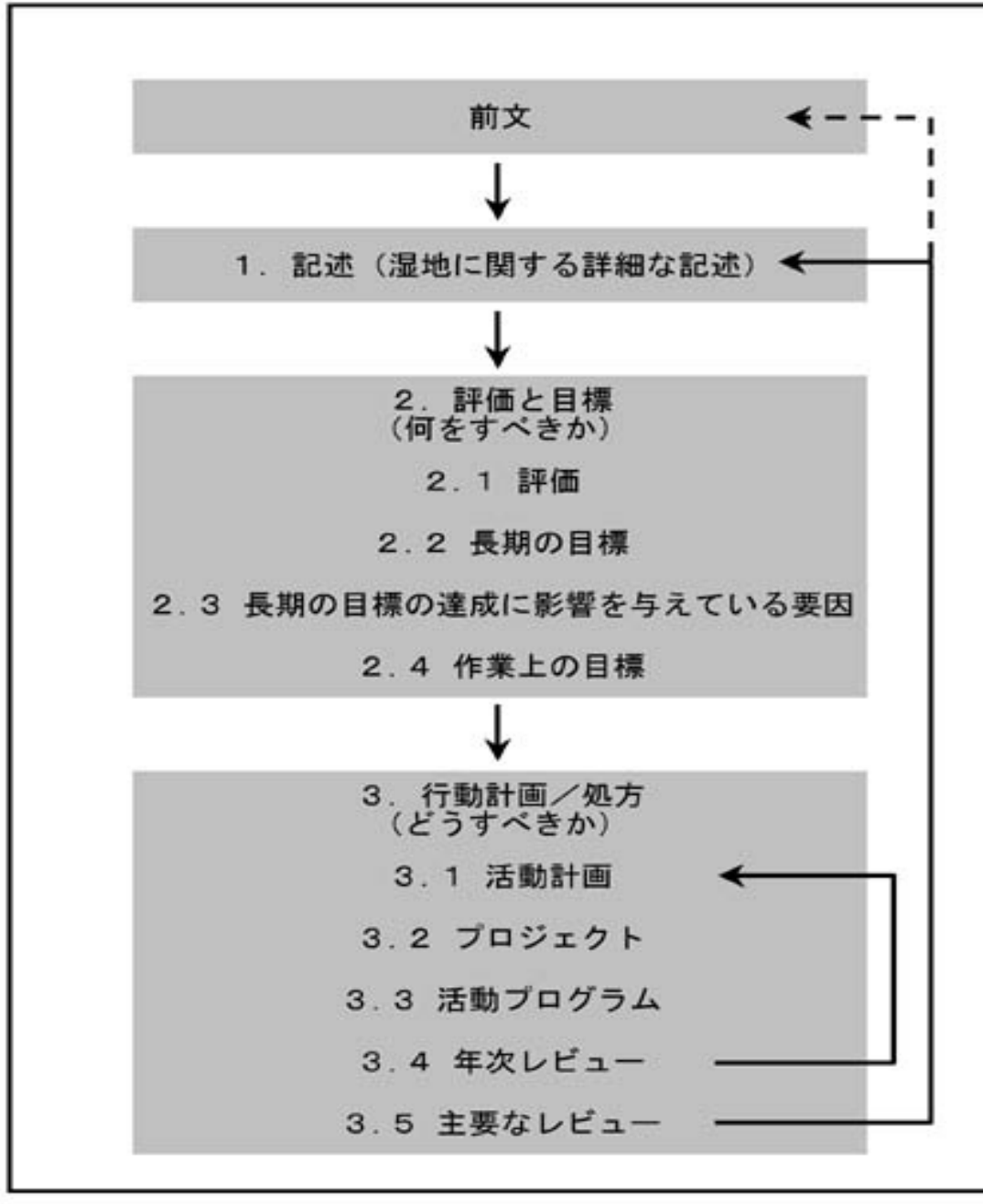
ー上記決議を参考に策定されたとと思われる湿地管理計画

「市民による環境保全戦略 かすみがうらローカルエージェント」霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議, 1995

ー形式は上記決議と異なっているが、湿地の現状をしっかりと捉えた上でつくられた行動計画書。後述のアサザプロジェクトにおける理論的な骨組みとなっている。

管理計画の構成

この図は計画過程の構成を表し、レビューが全過程の中で必要不可欠な要素であることを明らかにしている。



湿地管理計画の構成 (決議 V.7 付属文書の付図)

『ラムサール条約第5回締約国会議の記録』(環境庁 1994)より転載

3. 子ども達と共に掘り出そう、足元の宝—生きもの、よそ者の目を生かして

西浅井町には、まだまだ宝が眠っている。

湿地だけをとりあげても、山門湿原のほかに、水田、河川、集落の小川、そして、琵琶湖がある。森林もある。それぞれの場所に多様な生きものの営みと人々の暮らしがある。ただ、ふだん生活をしている人にはそれらの宝が当たり前存在しているから、宝の価値がわからなくなっているだけなのだ（空気の存在に感謝する人がいないように）。山門湿原を重要湿地500に指定したことは、環境省という一つの「よそ者」が、環境省なりの視点から、山門湿原の価値を認めてくれたと考えればよい。

宝の価値を指摘するのがよそ者の役割だ。そうしたよそ者の声に耳を傾けて地域の宝に気づき、その価値を自分の言葉で子ども達に語り継ぎ守っていくことが住民の大切な役割であり、また生きがいではないだろうか。

この町を観光で訪れる人も、大切な「よそ者」である。住んでいるものにとってあたりまえの風習や民俗も、他所から訪れた人には新鮮に映る。実際、それらの生活文化は、この町の人と自然との永い付き合いの中ではぐくまれてきた価値ある文化財なのだ。

また、生きものも一つの「よそ者」と考えることはできないだろうか。生き物たちは、自分達がくらしやすい場所を求めて移動する。その生き物たちがある場所にくらしているということは、その生き物がその場所をじぶんのすみかとして評価した結果だと言えよう。たとえば塩津浜には、毎年、オオヒシクイという雁が渡来しているが、このオオヒシクイが越冬する主な渡来地は全国に十数箇所しかない。塩津湾は、オオヒシクイに選ばれた湿地なのだ。また、大川には毎年大量の鮎が遡上すると聞く。数ある流入河川の中で、大川を選んでやってくる鮎がいる。そこには、何か理由があるはずだ。その理由がわかれば、私達は生き物の声を聞くことができたことになる。

ほかにも、西浅井から出て他所に住んでいる人、西浅井に住もうかどうか考えている人、自然や文化の研究でまちをおとずれる人など、有力な「よそ者」はいくらでもいる。

こうした「よそ者」の声を聞くくせを、日々の暮らしの中に取り入れよう。道ばたや水の駅で出会った旅行者との何気ない会話やふとした生きものたちとの出会いの中に。それから、語る機会を設けよう。たとえば小中学校での総合学習で。山、田んぼ、湖の暮らしを地元の人が子ども達に語る。子ども達は自分の発見を大人に語る。聞き、語る営みを通じて子どもと大人がともに自分達の住む地域を再発見すること。これが、新しいまちの姿を描いていくための第一歩ではないだろうか。

[参考]

「湖北の光」寿岳章子（文）沢田重隆（絵）草思社，1995

—「よそ者」の国語学者が見つけた湖北の「光」をつづった紀行文

「ガン類渡来地目録」雁を保護する会，1994

—日本国内のガン類渡来地の目録。ガン類の視点から、各湿地の重要性を明らかにした。

4. 琵琶湖に注ぐ新しい暮らしのヴィジョンをつくろう

私達が子ども達に伝えるべきものは、完成されたモノでなくてもよいと思う。子ども達に必要なものは、身の周りに眠る宝物を生かし、未来を切り拓いていこうとしている大人の姿ではないだろうか。

地域の宝は、いわば画材だ。それらを生かして、この地域でしか描けない、魅力的な未来の町の青写真を描いていこう。魅力的な目標は人を集め、まちに一体感を生み出す。

西浅井町は、ひとつの町の中に山から湖までの水系をすべて含んでいる、県内でもほぼ唯一の町である。だから西浅井町で生み出された新しい文化は、琵琶湖を囲む他市町村へ自ずと広がっていくだろう。

夢のある町に、人は訪れ、人はすむ。なぜならそこに「光」を見るからだ。足元にある生き物たちの営み、先人達の足跡、日々の仕事、暮らし、その全ての中に、希望の光を燈していこう。山門湿原に湧き出る光に満ちた水を、町全体に行き渡らせて、そして、琵琶湖に注いでいこう。琵琶湖に注がれたメッセージは、水を介して琵琶湖淀川水系へと広がり、水鳥を介して世界各地へと広がっていくだろう。

すでに滋賀県各地でも、新しい暮らしに向けた取り組みは始まっている。滋賀県は、こうした各地での取り組みをきちんと評価しよい取り組みを広げていくことができるように、さまざまなタイプの湿地目録の作成と琵琶湖の管理計画づくりに取り組むことが必要である。

また国は、ラムサール条約事務局と同様、定期的に重要湿地500の情報を更新し、各地の保全に向けた取り組みに必要なツールの提供を行っていくことが必要である。

<p>[参考]</p> <p>霞ヶ浦・北浦アサザプロジェクト</p> <p>http://www.kasumigaura.net/asaza/</p> <p>－ 100年後にトキの舞う霞ヶ浦を目標に、森から湖までのつながりを、新しい社会のシステムの構築を通じて再生する「市民による公共事業」。8万人の人々と流域の約170の学校が参加。</p>

<p>[付録] ラムサール条約を学びたい人のためのブックガイド () 内は入手・閲覧先</p> <p>「ラムサール条約を活用しよう」琵琶湖ラムサール研究会, 2001 (同研究会)</p> <p>「ラムサール条約ハンドブック」ラムサール条約登録湿地関係市町村会議, 2001 (西浅井町役場)</p> <p>「ラムサール条約その歴史と発展」釧路国際ウェットランドセンター, 1995 (同センター)</p>
--

プロフィール



村上 悟

(むらかみ さとる)

余呉町出身。

最も身近な「湿地」は、家の前にあったサワガニのいた小川。

中学生から高校にかけて地元の湖（余呉湖）で、水鳥の観察をしていた。そこで出会ったさまざまな生き物たちの姿と、遠くから訪れた観光客の幸せそうな表情、そして、地元のおじいさんやおばあさんから聞いた昔話が、地域への誇りを高めてくれた。

大学と大学院では鳥類調査の手伝いをしながら、誰もが環境保全にふつうに取り組める新しい社会づくりを模索。茨城県で自然再生事業を進めるNPOに3年間勤務した後、この4月からいったん地元に戻っている。

現在、自分の部屋の改装と、カエルの分布しらべにはまっている。

〒 529-0521 滋賀県伊香郡余呉町下余呉 950

str@mvf.biglobe.ne.jp 0749-86-2152 0749-86-2347

琵琶湖ラムサール研究会では、自分達の勉強ノートを公開する、というコンセプトで、HP「ラムサール条約を活用しよう」を、湖北町の水鳥湿地センターのHP内に設置しています。



<http://www.biwa.ne.jp/~nio/>

なお会場にて、琵琶湖ラムサール研究会のHPの内容を抜粋した冊子「ラムサール条約を活用しよう」を、500円にて頒布しています。ぜひご活用ください。